

## 会員規約

### 第1条（目的）

株式会社 ANY が運営管理する各サービス(以下「本サービス」といいます。)の会員および当社が遵守すべき事項と諸条件を明確にするため株式会社 ANY 会員規約（以下「本規約」といいます）を定めます。本規約は随時変更することができるものとします。

### 第2条（定義）

本規約において以下に掲げる用語は、次の各号の定める意味で用います。

- (1)「本サービス」とは、当社が運営する「だれでもエステ」のことをいいます。
- (2)「会員」とは、入会手続きが完了した利用者のことをいいます。
- (3)「入会日」とは、契約が成立した日をいいこれをもって入会となります。
- (4)「入会」とは、当社との間で本サービスを月々の定額制にて利用する契約を行うことをいいます。
- (5)「退会」とは、会員からの申し出に基づき、当社との契約関係を終了した利用者のことをいいます。

### 第3条（会員）

- 1.会社が本サービスの利用を承認した方を会員といい、会員の種類はプランごとに定めます。なお会員の種類の廃止、利用条件の変更については会社の判断により変更することがあります。
- 2.会員は入会手続きを行った店舗を所属する店舗(以下「所属店舗」といいます。)とします。
- 3.本サービスの会員資格は、本人に限り認められるものであり、会社の事前の許可なく、第三者(親族を含みます)に利用させるほか、譲渡ないし貸与することはできません（以下、これらの行為を「不正使用」といいます）。
- 4.本サービスの会員が、他の会員や本サービス従業員、その他第三者に対し、意図的な身体的接触、その他の迷惑行為、威力的な言動等を行った場合には、即座に本施設の利用を中止しご退店いただくとともに、以後の利用を禁止させていただきます。  
また、問題行動が行われた場合、警察へ通報等を行うことがございます。
- 5.会員は、会社が、前項より、本サービスの利用中止及び以後のご利用の禁止等の措置をとった場合であっても、入会金および会費の返金の請求はできないものとします。

### 第4条（入会資格）

本サービスの会員は、次の各号全部に適合する方に限ります。ただし、会社は、次の各号の事由によらず、入会に適さないと判断した方が会員となることを拒むことができます。

- (1)本サービスの目的と趣旨に賛同し本規定、その他会社の定める規則を遵守できる方

- (2)健康状態に異常がなく、医師からエステを禁止されていない方
- (3)成年被後見人、被保佐人または被補助人ではない方
- (4)暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、反社会運動等、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ではない方
- (5)高校生を除く 18 歳以上の方
- (6)過去に会員から除名となっていない方、過去に会員として在籍していた際の会費及び諸料金を滞納していない方

#### 第 5 条 (入会金)

入会金は、会社が別途定める金額とします。一旦支払われた入会金は理由の如何に関わらず返金いたしかねます。

#### 第 6 条 (月額利用料)

- 1.会員は、会社が別途定める月額利用料（以下「月額利用料」といいます）を支払うものとします。
- 2.入会日の属する月（以下「入会月」といいます）の月額利用料は日割り計算を行わず、全額支払うものとします。
- 4.本サービスを利用していない月に関しても、月額利用料の全額をお支払いいただくものとし、当社に帰責事由がある場合を除き、返金は行わないものとします。

#### 第 7 条 (更新)

- 1.契約期間は、入会日から入会月の末日までとします。
- 2.契約期間満了日までに、第 11 条に定める退会手続きが完了しなかった場合には、契約は同一条件にて 1 ヶ月間更新され、以後も同様とします。
- 3.前各項にかかわらず、契約期間中に退会手続きが完了した場合には、第 11 条 2 項に定める退会日を契約期間満了日とします。

#### 第 8 条 (会費の滞納)

会員は、会社に対し、入会金、会費について期日までの支払を怠った場合、本サービスの停止をすることができるものとします。

#### 第 9 条 (会費の返金)

一旦支払われた会費は、理由の如何に関わらず返金いたしかねます。

#### 第 10 条 (プラン変更)

プラン変更する会員は、所属店舗で手続きをするものとし、プラン変更のお手続きの当日より適用します。

#### 第 11 条（退会）

1. 本サービスを退会しようとする会員は、契約店舗に来店し身分を提示した上で退会手続きを行うものとします。
2. 中途退会の申し出は、毎月最終営業日を締切日とし、翌月の末日をもって退会が完了するものとします。
3. 退会が完了するまで契約金額は発生し、未消化役務の有効期限は退会日とします。
4. 契約金額の遅延、滞納等がある場合、退会手続き時に清算するものとします。

#### 第 12 条（再入会）

身分証を持参して店舗にご来店いただき、入会手続き同様に希望のプランをお支払いの上、手続き日からご利用いただけます。

#### 第 13 条（会員資格の喪失）

1. 会員が次の号のいずれかに該当した場合には、その資格を失います。
  - (1) 退会したとき
  - (2) 死亡したとき
  - (3) 第 4 条に定める会員資格に適合しなくなったとき
  - (4) 第 15 条により除名されたとき
2. 会員資格の喪失時期は、前項第 2 号、第 3 号及び第 4 号については会員が該当したその時、前項第 1 号については、第 11 条 2 項に記載する時期となります。

#### 第 14 条（除名）

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会社は会員を除名できます。
  - (1) 入会にあたり提出する書類に虚偽の申告をしたとき
  - (2) 本サービス、細則その他会社の定める規則に違反したとき
  - (3) 本サービス又は、会社の名誉又は信用が傷つけられたとき
  - (4) 他の会員との協調を欠き、その他の設備の管理運営の秩序を乱したとき
  - (5) 本サービスの設備、機器等を故意に損壊したとき
  - (6) 会費その他諸支払いを滞納し、支払いの督促に応じないとき
  - (7) 入会後に第 3 条、第 4 条に適合しない事由が判明したとき
  - (8) その他、会員としての品位を損なうと認められる行為があったとき
  - (9) 本サービス内での営業活動及び販売行為が認められたとき
  - (10) 本サービスの利用に際して不当且つ不合理な要求をなすなどして会社・従業員を著しく

困惑させたとき

(11)天災・地変その他不可抗力の事態が発生したとき

(12)気象・災害・警報・注意報等により、安全に営業を行うことができないと会社が判断したとき

(13)著しい社会・経済情勢の変化があったとき法令に基づく点検・改善及び必要な施設改修などがある場合

(14)会社が本サービスの運営上必要と認めたととき、その他やむをえない事由があるとき

(15)会員資格の不正使用ないしこれに準じる行為が行われるおそれがある行為が認められると会社が判断したとき

2.前項により除名されたとき、会員は、会社に対し、損害賠償その他何らかの請求を行うことはできません。なお、会費の返金に関しては、第9条を準用します。

#### 第15条（諸規則遵守）

1.会員は本サービスの利用に際し、所定の手続きを行うとともに、本規程、細則並びに会社が別に定める規則に従うものとします。

2.会員は、本サービスにあたり、それぞれ会社が規定する使用上の注意事項を遵守するとともに、使用に伴うトラブルその他の事故並びに混雑時による利用遅延等に関し、会社に対し、損害賠償その他何らの請求を行わないことを誓約するものとします。

#### 第16条（違約金及び損害賠償）

会社は、会員ないし第三者による本規約への違反又は不正使用を確認した場合には、当該会員及び第三者に対し違約金として不正使用1回につき金3万円の損害賠償を請求いたします。なお、違約金を超える損害(直接損害、間接損害のほか、弁護士費用及び調査費用等を含みます)が生じた場合には、会社は、当該会員及び第三者に対し、別途損害賠償を請求することを妨げられません。

#### 第17条（諸料金の変更）

1.会社は、入会金、月額利用料等を、社会経済情勢の変動を勘案して改定することができます。

2.会社は入会金・月額利用料を改定する場合には、ホームページにて告知します。

#### 第18条（利用規約の改定）

1.当社は、必要と判断した時、適用法令に従い本規約を改定することがあります。この場合、当社は、所属店舗で本規約を改訂する旨、改訂後の本規約の内容およびその効力発生日を告知します。

2.本規約の内容が改定され、改定後においても引き続き本サービスを利用した場合、利用者

は、本規約の改定に同意したものとみなされ、利用者および当社は、改定後の規約に拘束されるものとします。

利用料金や各種手数料は、消費税率の変更に伴い税込価格が変動することがあります。

#### 第 19 条（準拠法および専属管轄）

- 1.本規程に関する紛争等についての準拠法は日本法とします。
- 2.本規程に関する紛争等について協議により解決することができない場合、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 20 条（発行）

本規程は 2023 年 8 月 1 日より発行します。